R8.9.15

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1　事業者

法　人　名	社会福祉法人　ケアフル亀山	
所　在　地	三重県亀山市阿野田町２４４３－１	
代 表 者 名	理事長　伊藤　英子	
主な関連事業	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　亀寿苑
	短期入所生活介護 予防短期入所生活介護	亀寿苑ショートステイ
	通所介護 介護予防日常生活支援総合事業(通所型サービス)	亀寿苑デイアップセンター 亀寿苑関デイアップセンター 亀寿苑川崎デイアップセンター
	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所　亀寿苑 居宅介護支援事業所 亀寿苑川崎
設 立 年 月 日	平成17年11月1日	

2　ご利用事業所

事　業　所　名	居宅介護支援事業所　亀寿苑	亀寿苑	亀寿苑ホームページはこちら 亀寿苑ホームページ
所　在　地	三重県亀山市阿野田町２４４３－１		
管　理　者	毛利　和美		
電　話　番　号	０５９５－８４－１２１２（代表）		
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	０５９５－８３－２２０２		
事業所指定番号	２４７０４００２５６		
サービス提供地域	亀山市・鈴鹿市・津市（旧一志郡を除く）		
サービス提供時間	平日　８：３０～１７：３０	鍵谷	介護サービス情報公表システム：当事業所亀寿苑 介護サービス情報
その他	※休日、夜間においては併設施設の職員が対応いたします。緊急の場合にはこの限りではございません。		

3　事業所の職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	計	職 務 内 容
管　　理　　者	1名		1名	事業所運営管理の統括 苦情受付、環境保全　等
主任介護支援専門員				他の介護支援専門員に対する助言・指導、実習生への対応　等
介護支援専門員	1名		1名	介護サービスの説明・相談 介護計画の作成、調整　等
事　務　職　員				連絡調整、書類発送等業務 給付管理業務　等

4　事業の目的

事業者が実施する事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が要介護状態等にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

5　事業の運営方針

（1）事業者の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

（2）事業の実施に当たっては、ご利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

（3）事業の運営に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設・特定相談支援事業者等との連携に努めます。

（4）支援の提供に当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

（5）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講じます。

（6）BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時、感染症拡大時には、その計画に基づき復旧状況に応じ、早期に再開を目指します。また平常時から研修や避難訓練の実施、利用者ごとの災害時や感染症拡大時等の課題に向けた対策を行います。

（7）業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための措置を講じ、ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談等必要な体制を整備します。

6　サービスの内容

（1）居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

複数の指定居宅サービス事業者等を紹介し、ご相談のうえで居宅サービス及びその他必要な保険医療サービス、福祉サービスが円滑に提供されるよう配慮して居宅サービス計画の作成を行い、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由についても説明を行います。

居宅サービス計画作成にあたり、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、説明致します。

① 判定期間（令和８年度）　■前期（３月１日から８月末日）　□後期（９月１日から２月末日）

② 前６カ月間に作成したケアプランの総数　４１０件

③前６カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	９６件	２３％	通所介護	３００件	７３％
地域密着型通所介護	２件	１％未満	福祉用具貸与	２８０件	６８％

③ 上記６カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

種類	１位	２位	３位
訪問介護	からふるサポート芸濃 １８件　１８．８％	あいさんさん訪問介護 １７件　１７．７％	ヘルパーいちごいちえ １３件　１３．６％
通所介護	亀寿苑関デイアップセンター １２８件　４２．７％	亀寿苑デイアップセンター ６８件　２２．７％	さと和亀山デイサービス ２４件　８．０％
地域密着型通所介護	レッツ倶楽部　鈴鹿道伯 １件　５０％	デイサービスはなの家 １件　５０％	 件　％
福祉用具貸与	介護ショップまんまる ５６件　２０．０％	ライフテクノサービス鈴鹿 ４５件　１６．１％	日本ケアシステム鈴鹿 ４４件　１５．８％

（２）居宅サービス計画作成後の便宜の提供

居宅サービス計画に従って共通の目標を達成するために、ご利用者及びご契約者と指定居宅サービス事業者等との連絡調整（サービス担当者会議等）を行います。

また、連絡調整の方法についてはご利用者及びご契約者、指定居宅サービス事業者等に面談だけでなく、電話、ＦＡＸ、メール等のほかにテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して参加していただく場合もあります。

ご利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。

（３）居宅サービス計画の変更

ご利用者及びご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が身体及び精神の状況や科学的介護の推進を目的にフィードバックされた情報に基づき、居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意のもと、居宅サービス計画を変更します。

（４）モニタリング訪問

少なくとも月に１回ご利用者宅を訪問し、心身状態の確認や居宅サービス計画実施状況の確認を行います。

（５）要介護認定の申請代行

（６）給付管理票の作成

７　サービス利用に関する留意事項

（１） 記録の作成

提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から５年間保管するとともに、ご利用者又は代理人は、記録を閲覧できます。

（２） 書類の届出・交付

居宅サービス計画書の作成及び変更があった場合は、その都度交付いたします。

サービス利用にあたり市町村から関係書類提出の求めがあった場合には届け出を行います。

居宅サービス計画書の中に医療サービスを位置づけている場合は、意見を求めた主治の医師等への交付を行います。

指定居宅介護支援の提供に当たり、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについて、ご利用者・ご契約者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとします。

（３） 医療連携

①利用者が訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、主治の医師等へ必要性や留意点等について意見を求めます。

②利用者が医師に病状を伝えられない、又は医師からの指導を利用者が理解できない場合、診察を受ける際に同席し、心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けることがあります。

③入退院時等、医療機関等との情報提供等必要な場合には、面談、電話、ＦＡＸ、メール等のほかにオンラインを活用し、医療機関等との連携を行います。

④ご利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝えるか、居宅サービス計画をお渡し下さい。

（４） 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

但し、休日・夜間の２４時間の連絡体制の確保のための必要最低限の情報について併設事業所の職員へ共有、サービス担当者会議等、今後の支援に必要と判断された情報は、面談、電話、ＦＡＸ、メール等のほかにテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うなど置かれている状況に合わせて適切な方法で、ご利用者及びそのご家族の了解の下、別紙同意書を頂きこれに対応します。

また、事業者、介護支援専門員又は従業員が退職又はこの業務より退いた場合も、この守秘義務は継続され、居宅介護支援を提供した上で、知り得た情報を漏洩することはありません。

（５） 契約更新

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

契約期間満了の２日前までに、ご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

（６） 契約の終了

①利用者が死亡した場合

②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合

③ご利用者が介護保険施設に入所した場合

④自己都合により３か月以上介護保険サービスの利用がない場合

⑤事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

⑥当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑦ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合

（契約終了を希望する７日前までに解約届出書をご提出下さい。）

※但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除できます。

①事業者もしくは介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に同意できない場合

②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合

③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合

④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者およびご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

・事業者から契約解除を申し出た場合

①ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者、ご利用者及びその関係者が、故意又は重大な過失により事業者又は介護支援専門員等に対し、暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメント行為。事業者又は介護支援専門員等の写真や動画撮影、録音等を無断でＳＮＳ等に掲載すること。などにより、事業者から（１）注意・制止　（２）改善要求　（３）再発防止のための誓約等の段階の求めに応じず、事業者が契約解除を正当な理由と判断した場合。

※暴力行為については、段階に応じた要求を求めず、即時契約解除をする場合がある。

※正当な理由：被害の事実確認が明確である場合や警察への連絡等

※ＢＰＳＤによる行為についてはハラスメントと区別する。

（７）　介護支援専門員の交替

①事業者の都合による介護支援専門員の交替

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者及びご利用者に対して、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

②ご契約者からの交替の申し出

介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者又はご利用者からの特定の介護支援専門員の指定はできません。

（８）　損害賠償について

事業者の責任によりご契約者及びご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者及びご利用者に故意又は過失が認められる場合については、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

８　利用者の負担金

（１）利用者負担金

要介護認定を受けられた方で、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったん当月末日までにお支払い頂きます。（償還払い）

（２）利用料金の変更

介護保険給付に対して変更があった場合は、事業者は当該サービス利用料金の変更をできるものとします。

居宅介護支援費（１月あたり）	
居宅介護支援費Ｉｉ１　（４５件まで）　（要介護１・２）	１，０８６単位
居宅介護支援費Ｉｉ２　（４５件まで）　（要介護３・４・５）	１，４１１単位
居宅介護支援費Ⅱｉ１　（４５件まで）　（要介護１・２）	１，０８６単位
居宅介護支援費Ⅱｉ２　（４５件まで）　（要介護３・４・５）	１，４１１単位

特定事業所加算（下記要件該当の場合のみ、１月あたり）		
	特定事業所加算（Ⅰ）	５１９単位
	特定事業所加算（Ⅱ）	４２１単位
	特定事業所加算（Ⅲ）	３２３単位
	特定事業所加算（Ａ）	１１４単位
	特定事業所医療介護連携加算（特定事業所加算Ａとの併算不可）	１２５単位
特定事業所加算算定要件		
	常勤専従の主任介護支援専門員を配置していること（Ⅰ：２名以上、その他：１名以上）	
	常勤専従の介護支援専門員を配置していること（Ⅰ・Ⅱ：３名以上、Ⅲ：２名以上、Ａ：１名以上と非常勤１名以上）	
	利用者の情報又はサービス提供の留意事項等、伝達会議を定期的に開催していること	
	２４時間連絡体制を確保し、かつ必要時には相談に対応する体制を確保していること	
	算定する月の利用者総数のうち、要介護３～５の割合が４０％以上であること	
	事業所に所属している介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	
	地域包括支援センターから支援困難事例の受け入れを行っていること	
	地域包括支援センター等が開催する事例検討会等に参加していること	
	居宅介護支援費に係る運営基準減算又は集中減算の適応を受けていないこと	
	介護支援専門員一人当たりの担当利用者数が４０名未満（４５名未満）であること	
	介護支援専門員研修における実習生の受け入れ協力又は協力体制を整えていること	
	他法人の居宅介護支援事業所と共同で事例検討会や研修等を実施していること	
	必要に応じて多様な生活支援サービスが包括的に提供される計画作成をしていること	

その他の加算（要件該当の場合のみ、１月あたり）	
初回加算	３００単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２５０単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２００単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	４５０単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	６００単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	６００単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	７５０単位
退院・退所加算（Ⅲ）	９００単位
通院時情報連携加算（１月に１回のみ）	５０単位
緊急時等居宅カンファレンス加算（１月に２回まで）	２００単位
ターミナルケアマネジメント加算	４００単位
介護職員等処遇改善加算（令和８年６月に新設）	加算率２．１％

※地域加算（６級地）・・・１単位　１０．４２円

9　相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

受　付　窓　口	〔責　任　者〕施設長　　笠井　俊哉 〔担　当　者〕生活相談員　廣瀬　佳代 〔第三者委員〕　　豊田　ます子　松永　里子 〔電話番号〕０５９５-８４-１２１２

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課 介護障害福祉係	所 在 地　津市桜橋二丁目96 電話番号　０５９-２２２－４１６５ 受付時間　８：３０～１７：００
三重県社会福祉協議会 苦情相談室	所 在 地　津市桜橋二丁目131 電話番号　０５９-２２４－８１１１ 受付時間　８：３０～１７：００
鈴鹿亀山地区広域連合 指導グループ	所 在 地　鈴鹿市神戸一丁目18番18号 電話番号　０５９-３６９－３２０５ 受付時間　８：３０～１７：００
津市介護保険課 介護保険担当窓口	所 在 地　津市西丸之内２３番１号 電話番号　０５９-２２９-３１４９ 受付時間　８：３０～１７：００
亀山市 基幹型地域包括支援センター 「きずな」	所 在 地　亀山市羽若町５４５番地 電話番号　０５９５-８３-３５７５ 受付時間　８：３０～１７：００
亀山第１地域包括支援センター 「ぼたん」	所 在 地　亀山市田茂町５００番地 電話番号　０５９５-９６-８６８６ 受付時間　８：３０～１７：００
亀山第２地域包括支援センター 「もくれん」	所 在 地　亀山市住山町字大掛５９０番地１ 電話番号　０５９５-９７-３３３１ 受付時間　８：３０～１７：００
鈴鹿市 基幹型地域包括支援センター 「にじ」	所 在 地　鈴鹿市神戸地子町383番地１ 電話番号　０５９－３８２－５２３３ 受付時間　８：３０～１７：００
鈴鹿市第２地域包括支援センター 「あんず」	所 在 地　鈴鹿市平田一丁目３番５号 電話番号　０５９－３７０－３７５１ 受付時間　８：３０～１７：００

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の開始にあたり、ご契約者、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

［説明者］

職　名　　介護支援専門員

氏　名

私は、契約書及び書面により、事業者から居宅介護支援について、重要事項説明を受けました。

［契約者］

住　所

氏　名

［代理人］

住　所

氏　名

契約者との関係